

市営住宅補欠入居者を募集します

中山地域事務所産業建設課(☎967-1111)
双海地域事務所産業建設課(☎986-11232)

平成17年度市営住宅補欠入居の希望者を、次のとおり募集します。
今回の募集内容は、平成18年3月31日までの間に空き家が生じ、入居可能となった住宅に、そのつど入居できる仕組みです。

なお、今回の募集は、合併による影響を少なくするため、双海地区又は中山地区の市営住宅を対象とします。

■募集対象住宅

○中山地域事務所 寺尾団地、豊岡団地、泉町団地、門前団地、門前住宅、竹之内住宅ほか
○双海地域事務所 双海団地、夕やけ団地、あかね団地、二瀬団地、清流団地、星住宅

■家賃

入居者の所得や対象住宅の立地条件、規模、経過年数などに応じて決定します。

■入居申込資格

○中山地区、双海地区に住所又は勤務場所を有する方
○地方税等を滞納していない方
○現に同居又は同居しようとする親族のある方(条件及び住宅により単身者も可)
○公営住宅では、所得が公営住宅

法に定める基準に合っている方(各種控除後の月額が20万円以下であること)

○特定公共賃貸住宅にあつては、所得が特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に定める基準に合っている方(各種控除後の月額が20万円以上であること)

○その他、公営住宅法および特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に適合する方

■選考方法

伊予市営住宅管理条例にもとづき選考します。

※母子、高齢者、心身障害者世帯等については優遇措置があります。

■申し込み・お問い合わせ

○申込受付期間 6月13日(月)～21日(火)、8時30分～17時
※申込書は6月10日(金)からお渡しします。

○申し込み 中山地区の住宅は、中山地域事務所へ、双海地区の住宅は双海地域事務所へお申し込みください。

伊予市総合計画策定審議会委員を募集します

企画情報課(内線515)

市では、新しい基本構想と基本計画(総合計画)を策定し、それを推進するための条例参画と協働の制度)の整備や行政改革の実施について準備を進めています。

これらを審議・検討するにあたって、市民の皆さんの意見を反映させるため、「伊予市総合計画策定審議会」の構成委員となる方を募集します。

■応募資格

市内在住で20歳以上の方(公職に就いている方や市職員を除く)

■任期

委嘱の日から平成19年3月31日まで

■謝礼

市の規定による

■審議会の構成委員

市民および学識経験者

■審議会の開催等

○審議会は平日2時間程度、月1～2回開催予定
○その他、市が提示した課題について、意見を提出すること

■選考方法

作文による審査

■応募方法

「ひと・まち・自然が出会う郷土」について」をテーマ

にした作文(400字程度)を作成し、住所、氏名(ふりがな)、年齢、電話番号を明記して、直接又は郵送・Eメールにて6月30日(木)(必着)までに提出すること

※応募書類は返却しません。

※審査後、結果は全員に通知します。

■提出先

企画情報課(〒799-1319
3、伊予市米湊820番地、
E-mail: kakeu02@city.iyo.ehime.jp)
へ。

平成17年度 市職員採用試験のお知らせ

平成18年は職員を採用しないことになりました。よって採用試験は行いませんのでお知らせします。

■お問い合わせ 総務課人事担当(内線668)へ。

伊予市役所 ☎982-1111(代) 中山地域事務所 ☎967-1111(代) 双海地域事務所 ☎986-1111(代)

検査日程

日 時		場 所	
6 月	17日(金) 10:00~15:00	JAえひめ中央中山農産物選果場	
	20日(月) 10:00~15:00	ふたみ基幹集落センター	
	21日(火)	10:00~12:00	下灘コミュニティセンター
		14:00~15:00	大平地区公民館
	22日(水)	10:00~11:30	上野地区公民館
		13:00~15:00	中村地区公民館
23日(木) 10:00~15:00	中央公民館(旧福祉文化センター)		

商取引又は証明に「はかり」を使用されている方は、2年に一度の定期検査を受ける必要があります。次のいずれの会場でも受け付けていますので、受検してください。

計量器の定期検査を行います

産業経済課(内線571)



手数料

種類	ひょう量(最大計量値)	手数料	備考
電気式はかり	100kg以下	1,400円	【注意】高精度のはかりの場合には、手数料が左の2倍場り合もありません。
	250kg以下	1,800円	
	500kg以下	2,200円	
	500kg超	3,100円	
棒はかり 直線目盛はかり		250円	
その他の はかり	100kg以下	500円	
	250kg以下	900円	
	500kg以下	1,500円	
	1t以下	2,100円	
	2t以下	3,700円	

上水道当直水道指定工事事業者

◆土・日曜日、祝日の上水道の故障など緊急業務は、次の当直水道指定工事事業者にご相談ください。

月	日	指定工事事業者	電 話
6	4(土)	(有)協和設備工業 上吾川	983-4185
	5(日)	(株)ギケン 稲 荷	983-5576
	11(土)	K. シマダ 下吾川	983-6553
	12(日)	功栄設備 中 村	982-5888
	18(土)	(有)港南設備 稲 荷	982-4487
	19(日)	佐伯工業所 灘 町	983-1244
	25(土)	(株)佐々木工業所 湊 町	983-0450
	26(日)	武智水道工業(株) 上三谷	982-1268
7	2(土)	(有)島邦産業 灘 町	982-7332
	3(日)	豊田設備 下吾川	982-6867

※中山地区、双海地区の簡易水道をご利用の方は、次の指定工事事業者にお問い合わせください。

中山地区 (有)升田金物店 ☎967-0067
(有)田中興業 ☎967-0558
(株)中山建設 ☎967-1035
双海地区 藤岡工業(株) ☎986-0350

= 交通事故状況 =

(4月末日現在)

	4月	累計	愛媛県
発 生	18件	84件	3,488件
死 者	1人	4人	44人
傷 者	17人	97人	4,264人

シートベルトを正しく着用しましょう!

= 市内の街頭犯罪等発生状況 =

(4月中)

	発 生	累 計	前年比
侵 入 盗	8件	22件	-5件
自 動 車 盗	1件	3件	-2件
オートバイ盗	0件	8件	-3件
自 転 車 盗	3件	23件	-9件
車上ねらい	8件	19件	-6件

安全は一人ひとりの意識から
安心は人のつながり地域から

母子家庭の方へ
医療費受給者証の更新手続きをお忘れなく

健康保険課（内線558）

現在、母子家庭の方がお持ちの「医療費受給者証」は、有効期限が6月30日(木)までとなっています。更新手続きをしないまま受診すると、医療費の一部を支払うこととなりますので、必ず手続きをしてください。

■日時 6月30日(木)、9時～17時
■場所 市役所健康保険課又は各
地域事務所保健福祉課

■対象者

児童を監護しており、所得税の納付義務のない方

■持参するもの

○健康保険証

乳幼児・母子家庭・重度心身障害者
医療費受給者証をお持ちの皆さんへ

次のような場合は、受給者証が使用できません。変更届や受給者証を返還するなど、必要な手続きをしてください。

○加入している医療保険が変わったとき

○保険証の記載事項(住所、氏名、記号等)が変わったとき

○伊予市から転出したとき

○今お持ちの医療費受給者証
○平成16年分源泉徴収票(「ピー」可)、平成17年度確定申告書の写し、平成17年度課税(所得)証明書(※のうち、いずれか一つ)
※6月21日以降に税務課で発行した
もの

○申請書(事前に個人宛てに送付
します)
○印鑑

窓口では、6月29日(水)以前のお渡しはできません。都合の悪い方は、7月1日(金)～8日(金)の間に手続きをしてください。

○県外の医療機関にかかるとき
※県外専用の用紙に医療機関の証明
があれば、後で負担金をお返しで
きます。

「乳幼児医療費助成制度」では、入院にかかる費用に対し、就学前(6歳)の誕生日を迎えた年度の3月31日まで、申請により助成しています。

2005 国勢調査



10月1日は
国勢調査

5年に一度の一大イベント!

今年の10月1日は、5年に一度の「国勢調査」が全国一斉に行われます。日本に住んでいるすべての人が対象です。国勢調査の結果はまちづくりなどに生かされますので、皆さんのご協力をお願いします。

—総務省統計局・愛媛県・伊予市—

双海地域事務所にご用の方は
直通電話をご使用ください

双海地域事務所代表番号 ☎986-1111

直通番号は次のとおりです。

事務所1階

市民生活課 ☎986-1112

総務調整課 ☎986-1113

保健福祉課 ☎986-1220

事務所2階

産業建設課 ☎986-1232

教育委員会 ☎986-1114

町民会館

上灘地区公民館 ☎986-1227

社会福祉協議会双海事務所 ☎986-5777

保健センター

事務室 ☎986-5666

伊予消防等事務組合双海出張所

事務所 ☎986-0074

**介護保険からのお知らせ
標準負担額(食事代)が減額できます**

健康保険課(内線559)

介護保険施設(特別養護老人ホーム・老人保健施設・療養型病床群)に入所、入院される場合、食事代が1日あたり780円かかりますが、申請すると所得に応じて次のように減額されます。

所得区分	食事代(1日)
市民税非課税世帯	500円
生活保護受給者、市民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者	300円

この基準に該当する方は、市役所又は各地域事務所の介護保険窓口で申請してください。認定されれば、申請月の初日から減額の対象となります。

また、すでに減額認定されている方は、有効期限が5月31日までとなっていますので、6月30日(木)までに更新の申請を行ってください。※10月の制度改正にもない、介護保険施設における食費・居住費の見直しが行われる予定です。引き続き利用者負担の減額の対象となる方には、改めてご案内します。

**児童手当を受けている方へ
6月は『現況届』の提出月です**

福祉課(内線539)

6月1日(水)から30日(木)までの間に『現況届』を提出してください。現況届が提出されないと、受給資格があっても6月からの手当が受けられなくなりますので、くれぐれもお忘れのないようご注意ください。

※現況届の日程や方法などは、福祉課から受給者の皆さんに直接お知らせします。

※平成17年1月1日以降に市内へ転入された方は、1月1日現在にあって住所地の「平成17年度所得証明書」が必要です。

**国民年金保険料の納付が困難な30歳未満の方
若年者納付猶予制度の手続きを!**

市民生活課(内線536)

若年者納付猶予制度とは

就職が困難あるいは失業などで収入が少なく、保険料の納付が困難な30歳未満の方が、市の国民年金窓口で申請し、社会保険事務所で承認を受けると、その期間の保険料の納付が猶予される制度です。

この制度は、保険料免除制度と異なり、同居している「世帯主」の所得審査は必要ありません。

対象となる方は

- ① 30歳未満の方
- ② 申請者本人及び配偶者の所得が一定額以下の方
- ③ 失業、倒産、事業の廃止などにあったことが確認できる方

承認期間は

平成17年4月から6月(平成15年所得で審査)、平成17年7月から平成18年6月(平成16年所得で審査)までとなり、申請書は別々に提出してください。

※平成18年度からは、毎年7月から翌年6月までです。

申請に必要なもの

- ① 年金手帳

- ② 印鑑
- ③ 平成17年1月以降に転入された方は、承認期間の申請に応じた所得の状況がわかるもの(所得証明書など)
- ④ 失業の場合は、「雇用保険受給資格者証」又は「雇用保険被保険者離職票」等の写し

申請をして承認されると

承認期間中の障害など不慮の事態には、一定の要件を満たせば、障害基礎年金又は遺族基礎年金が支給されます。なお、承認期間は、将来、老齢年金を受け取る際に必要な受給資格期間(25年)には算入されませんが、年金額には反映されません。

忘れずに追納を!

承認期間については、10年以内であれば保険料をさかのぼって納めること(追納)ができます。将来、受け取る年金額を満額に近づけるためにも、保険料の追納をお勧めします。

※2年を過ぎて保険料を追納する場合、当時の保険料に加算金がつき高くなります。早めに「追納」されることをお勧めします。

6月5日(回)〜11日(土)は「危険物安全週間」
危険物かさねる無事故の金メダル

伊予消防署 ☎ 982-0657



消防庁/都道府県/市町村/全国消防長会/財団法人全国危険物安全協会

「危険物安全週間」は、危険物の保安に対する意識を高め、啓発を推進することを目的に、毎年6月の第2週に実施されています。

現在、危険物は石油製品を代表するようになり、私たちのあらゆる生活分野に浸透しています。しかし、ひとたび取り扱いを誤れば、火災、爆発等の災害を引き起こす危険性をもっているのです。

私たちの身近にあるこれらも危険物になります。

- ガソリンや灯油等の液体燃料
- 天ぷら油等の調理油
- ペンキ等の塗料

これを機会に、危険物の取扱方法等をもつて一度確認してみましよう。

取り扱い・保管の注意事項

- 取り扱いは丁寧に行うこと
- 火気の近くでは、絶対に取り扱わないこと
- 高温になる場所に置かないこと
- ふたは確実に閉めること
- 直射日光を避け、低温で風通しの良い場所に保管すること
- 子どもの手の届かない場所に保管すること

消防自動車の色



緊急自動車を赤や白に塗色しているのは、色彩がもつ人間の感覚に訴える効果をねらうことがもたなっています。

では、消防車はなぜ赤色なのでしょう…？

理由は定かではありませんが、外国から輸入した蒸気ポンプや消防車が赤色であったため、日本も同じ色にしたということが一般的な理由のようです。

なお、昭和26年に「道路運送車

両の保安基準」という運輸省令で、「緊急自動車の車体の塗色は、消防自動車にあつては朱色とし、その他の緊急自動車にあつては白色とする」と定められました。

一般的に消防車は赤色と言われていますが、法律上では「朱色」なのです。救急車の場合は、その他の緊急自動車に分類されるため、白の塗色に赤色の一線が入っています。

ちなみに、外国の消防車の塗色は、フランス、イギリス、オーストリア等では赤色。ドイツでは赤又は紫色。アメリカでは、赤、白、黄、青、黒色など、消防局によって色が異なるそうです。

■伊予市管内の火災と救急出場件数(4月末日現在)

種別	4月分			累計(1月から)		
	火災件数	本庁 2 中山 0 双海 1	3	本庁 7 中山 1 双海 1	9	
救急出場件数	本庁 127 中山 21 双海 21	本庁 485 中山 79 双海 96		660		

☎ **火災・救急 → 119**
火災救急病院 案内 982-5959